

令和 7 年 4 月 2 3 日

忠岡町浜霊園使用者 各位

忠岡町 産業住民部 住民人権課

忠岡町浜霊園の使用料の返還について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は忠岡町浜霊園の運営につきまして、格別のご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、忠岡町浜霊園の区画返還に伴う使用料の返還につきましては、全額を返金してきましたが、このたび忠岡町霊園条例の一部改正を行ったことに伴い、使用許可を受けてからの年数や使用の有無によって、下記（表）のとおり還付率に応じた返金となります。

なお、この還付率による使用料の返還は、令和 8 年 4 月 1 日以降に返還届があったものについて適用されます。区画の返還を検討される方におかれましては、ご承知おきの程よろしくお願い申し上げます。

（表）

	還付率
使用許可後 1 年未満で未使用の場合	既納の使用料の 100 分の 80
使用許可後 1 年以上で未使用の場合	既納の使用料の 100 分の 50
使用許可後に一度でも墓石等が建立された場合	既納の使用料の 100 分の 25

- ・墓石や墓標等を建立すれば、使用の扱いとなります。
- ・巻き石を設置しただけの状態は、未使用の扱いとなります。
- ・上記以外の事由として、条例違反の場合は使用料を返還しないとなります（墓地以外の用途で使用する 等）。
- ・区画を返還する際は、墓石や墓標、巻石等を全て撤去したうえで清掃を行い、原状回復するものとします。

【連絡先】

忠岡町 産業住民部 住民人権課
0725-22-1122（代表）